

第 13 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

平成 28 年 12 月 22 日

定 例 会

平成28年第13回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 平成28年12月22日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会12月22日 午前10時00分
 閉会12月22日 午前11時35分

出席委員

委員長	住田 俊	委員 長 職務代理者	堀川 智子
委員	進藤 秀子	委員	荒木 明子
委員 (教育長)	吉田 茂		

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横川 清	学校教育部長	瀧田 優
教育総務部 副部長兼 スポーツ 振興課長	矢部 新治	学校教育部 参事兼 学校管理課長	日下部 行雄
教育総務部 副参事兼 図書館長	小林 彰博	学校教育部 副参事兼 学務課長	上野 高弘
教育総務課長	山梨 一弘	学校教育部 副参事兼 教育センター 所長	小林 俊夫
生涯学習課長	福田 博	指導課長	岡本 順
桜井公民館長	島田 英恵	給食課長	田川 啓二
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小林 中子	給食課 調整幹兼 第一学校給食 センター所長	石川 実
		指導課調整幹	青木 元秀
		教育センター 調整幹	齋藤 紀義

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副課長	中村 則行
--------------	-------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	選 挙	
	・選挙第3号 越谷市教育委員会委員長選挙について	
	・選挙第4号 越谷市教育委員会委員長職務代理者の指定について	
	議 案	
	・第34号議案 越谷市退職教員ボランティア制度運用要綱の制定について	原案可決
	・第35号議案 越谷市学生ボランティア制度運用要綱の制定について	原案可決
	・第36号議案 越谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第37号議案 越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第38号議案 越谷市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第39号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	協議事項	
	・平成29年度越谷市教育費当初予算について	
	その他	
	・平成28年12月定例市議会について	
	・平成28年度越谷市成人式について	

◎開会の宣告

住田委員長 これより12月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、「越谷市教育委員会傍聴人規則」第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

(午前10時00分)

◎選挙第3号 越谷市教育委員会委員長選挙について

住田委員長 それでは、委員長選挙を行います。

選挙第3号「越谷市教育委員会委員長選挙について」、教育長の説明をお願いします。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、選挙第3号 越谷市教育委員会委員長選挙についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、追加議案の会議要項の1ページをお開きください。

選挙第3号 越谷市教育委員会委員長選挙について。

越谷市教育委員会委員長選挙を行うものとする。

なお、委員長の任期は、平成28年12月26日から平成29年12月25日までとする。

平成28年12月22日提出、越谷市教育委員会委員長。

続きまして、追加議案の会議要項2ページをお開きください。委員長の選挙につきましては、旧教育長の在職期間中は、なおその効力を有する改正前の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第1項に「教育委員会は、教育長に任命された委員を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない」と規定されております。また、任期につきましては、同法第12条第2項に「委員長の任期は1年とする。ただし、再選されることができる」と規定されております。

なお、住田委員長の任期は平成28年12月25日で満了となり、同時に委員長としての任期も満了となることから、次の委員長の任期は、平成28年12月26日から平成29年12月25日までとなります。

説明につきましては、以上でございます。

住田委員長 それでは、選任の方法についてお諮りいたします。

越谷市教育委員会会議規則に基づき、委員長の選挙は無記名投票で行うか、委員中に異議がないときには、指名推選の方法を用いることができるとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

はい。

堀川委員長職務代理者 指名推選でよろしく願いいたします。

住田委員長 ただいま指名推選というご発言がございましたが、指名推選により委員長の選任を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 異議なしということですので、ご異議ないものと認めまして、委員長の選任方法は指名推選によることといたします。

委員長の選任について、どなたかご指名がございましたらお願いいたします。

はい。

進藤委員 引き続き住田委員にお願いいたします。

住田委員長 ただいま進藤委員からご指名がございました。

他にどなたかございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、僭越でございますが、委員長につきましては引き続き私が務めさせていただきます。

改めまして、委員長に推挙されました。ますます越谷市の市民の教育行政に尽力したいと思います。皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

◎選挙第4号 越谷市教育委員会委員長職務代理者の指定について

住田委員長 続きまして、選挙第4号「越谷市教育委員会委員長職務代理者の指定について」、教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、選挙第4号 越谷市教育委員会委員長職務代理者の指定についてご説明いたします。恐れ入りますが、会議要項の3ページをお開きください。

選挙第4号 越谷市教育委員会委員長職務代理者の指定について。

越谷市教育委員会委員長職務代理者を指定するものとする。

平成28年12月22日提出、越谷市教育委員会委員長。

続きまして、会議要項4ページをお開きください。委員長職務代理者の指定につきましては、上段にありますとおり、旧教育長の在職期間中は、なおその効力を有する改正前の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第4項に、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と規定されております。

また、指定の方法につきましては、越谷市教育委員会会議規則に定めております。下段にありますとおり、附則の経過措置により、旧教育長の在職中は会議において互選により委員長職務代理者を指定するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

住田委員長 ただいまご説明いただきましたが、委員長職務代理者につきましては、越谷市教育委員会会議規則第1条の規定により、会議において互選により指定された委員が委員長の職務を代理することとなっております。委員長職務代理者はどなたにいたしましょうか。

はい、荒木委員。

荒木委員 引き続き堀川委員にお願いいたします。

住田委員長 ただいま荒木委員から、堀川委員にとのご意見がございました。

他にどなたかございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、堀川委員を委員長職務代理者に指定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、ご異議ないものと認めまして、堀川委員を委員長職務代理者に指定いたします。

ここで、堀川委員長職務代理者からご挨拶をいただきます。

堀川委員長職務代理者 ただいまご指定を受けまして委員長職務代理者を務めさせていただきます。微力ではありますが、皆様のお力添えをいただきながら責務を全うしてまいりたいと思います。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

◎第34号議案 越谷市退職教員ボランティア制度運用要綱の制定について

住田委員長 続きまして、第34号議案「越谷市退職教員ボランティア制度運用要綱の制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 指導課長。

岡本指導課長 それでは、第34号議案 越谷市退職教員ボランティア制度運用要綱の制定についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、会議要項の1ページをお開きください。

第34号議案 越谷市退職教員ボランティア制度運用要綱の制定について。

越谷市退職教員ボランティア制度運用要綱を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市退職教員ボランティア制度を運用するに当たり、必要な事項を定める必要があるため、提案するものでございます。

この要綱は、第2期越谷市教育振興基本計画の中で主な取り組みとして掲げております「学校応援団の推進」を実行するため制定するもので、内容としましては、各小中学校で組織される学校応援団の運営においては、教育に関する専門的な知識及び技能が有効であることから、退職教

員をボランティアとして活用するものとしております。

まず、第1条は、この要綱の目的でございます。小中学校における教育活動を充実するとともに、退職教員の生きがいと健康づくりを支援するために必要な事項を定めるものとしております。

次に、第2条は定義でございます。退職教員ボランティアの定義づけを行うとともに、活動内容について学習支援、学校生活支援、学校行事等支援、特別な配慮が必要な児童生徒への個別支援、そのほか教育活動の支援に関するものとしております。

第3条は、登録条件でございます。

1つは、埼玉県内の公立小中学校において教諭としての勤務実績があることとしました。越谷市内での勤務経験の有無にかかわらず、退職教員を対象としております。

2つ目は、教育現場ということから、非営利、かつ政治的・宗教的中立であることを示しております。

もう一つは、法令と校長の経営方針に沿って活動することを示しております。

第4条は、登録等でございます。登録について、会議要項の6ページ、第1号様式により届け出るものとしております。また、教育委員会は、登録内容を記載した一覧表を作成するものとしております。

第5条でございます。4ページにお戻りください。第5条は、登録内容の変更でございます。登録内容の変更について、会議要項の7ページの第2号様式により届け出るものとしております。

第6条は、登録の取消しでございます。登録を取り消すときは、会議要項の8ページ、第3号様式により届け出るものとしております。また、教育委員会は、活動内容または言動が退職教員ボランティアとしてふさわしくないと判断した場合は、登録を取り消し、活動を中止させることができるものとしております。

恐れ入ります。4ページにお戻りください。第7条は、登録期間でございます。登録日から当該年度の末日までとしますが、申し出がない限り、次年度も延長するものとしております。

第8条は、登録情報の取扱いでございます。教育委員会は、登録内容を記載した一覧表を小中学校に提供するものとしております。ただし、個人情報保護の観点から、小中学校における一覧表の取り扱いについては、校長及び教頭のみに限定しております。

第9条は、守秘義務でございます。退職教員ボランティアは、活動上知り得た個人情報等の秘密を、第三者に漏洩し、又は開示してはならないこと。登録期間を終えた後又は登録を取り消した後も、また同様とすることとしております。

第10条、委任でございます。この要綱に定めるもののほか、この制度の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとしております。具体的な取り扱いについては、今後、実施要領等を定めて運用してまいります。

最後に、附則としまして、この要綱は公布の日から施行することを規定いたします。

第34号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

堀川代理。

堀川委員長職務代理者 すみません。第3条の（1）教員としての勤務実績があることとありますけれども、定年退職された方以外でも、途中、転職やら結婚とかでやめた方も対象になるということですか。

吉田教育長 指導課長。

岡本指導課長 ご指摘のとおりでございます。途中退職者あるいは勧奨退職などという形でおやめになった方も可能性としては考えられますので、そういった方々も想定しております。

以上です。

堀川委員長職務代理者 わかりました。ありがとうございました。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。

進藤委員。

進藤委員 活動内容関連なのですが、後に出てくる学生ボランティアさんとの違いとして部活動支援に関することということが抜けているのですけれども、この差はどこから出てきたのでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

岡本指導課長 基本的に部活動につきましては、学生ボランティアのほうで既に実績のあるものでございます。そういった形での部分で学生ボランティアのほうには示させていただきました。退職教員としても、ボランティアとして部活動ということになれば、（5）にございます「その他教育活動の支援に関すること」という形で対応させていただこうかなというふうに考えている次第です。基本的に、やはり教科指導のほうに重点を置いたものというふうに考えているところでございます。

以上です。

進藤委員 ありがとうございました。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 これより第34号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第35号議案 越谷市学生ボランティア制度運用要綱の制定について

住田委員長 続きまして、第35号議案「越谷市学生ボランティア制度運用要綱の制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 指導課長。

岡本指導課長 それでは、第35号議案 越谷市学生ボランティア制度運用要綱の制定についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、会議要項の9ページをご覧ください。

第35号議案 越谷市学生ボランティア制度運用要綱の制定について。

越谷市学生ボランティア制度運用要綱を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市学生ボランティア制度を運用するに当たり、必要な事項を定める必要があるため、提案するものでございます。この要綱は、第2期越谷市教育振興基本計画の中で主な取り組みとして掲げております「学校応援団の推進」を実行するため制定するもので、内容としましては、各小中学校で組織される学校応援団の運営においては、教育に関する専門的な知識及び技能が有効であることから、大学等で教職課程を専攻する学生をボランティアとして活用するものとしております。

まず第1条は、この要綱の目的でございます。小中学校における教育活動を充実するとともに、学生の学びを支援するために、必要な事項を定めるものとしております。

次に、第2条は定義でございます。大学等及び学生ボランティアの定義を明らかにしております。また、活動内容として、学習支援、学校生活支援、学校行事等支援、特別な配慮が必要な児童生徒への個別支援、部活動支援、そのほか教育活動の支援に関することとしております。

第3条は、登録条件でございます。

1つは、大学等に在籍し、教職課程を専攻していることとし、市内在住、在学などの限定をしておりません。

2つ目は、教育現場ということから、非営利、かつ政治的・宗教的中立であることを示しております。

もう一つは、法令と校長の経営方針に沿って活動することを示しております。

第4条は、登録等でございます。登録については、会議要項の14ページの第1号様式により届け出るものとしております。また、教育委員会は、登録内容を記載した一覧表を作成するものとしております。

第5条は、登録内容の変更でございます。登録内容の変更について、会議要項の15ページの第2号様式により届け出るものとしております。

第6条は、登録の取消しでございます。登録を取り消すときは、会議要項の16ページ、第3号

様式により届け出るものとしております。また、教育委員会は、活動内容または言動が学生ボランティアとしてふさわしくないと判断した場合は、登録を取り消し、活動を中止させることができるとしております。

第7条は、大学等による登録推薦等でございます。大学等は、学生ボランティアとしてふさわしい学生について、教育委員会に推薦することができるとしております。その際、第4条第1項第5条、第6条第1項で定めた様式による届け出を求めないことができるものとしております。

第8条は、登録期間でございます。登録日から当該年度の末日までとしますが、申し出により延長することができるものとしております。

第9条は、登録情報の取扱いでございます。教育委員会は、登録内容を記載した一覧表を作成し、小中学校に提供します。ただし、個人情報保護を観点から、小中学校における一覧表の取扱いについては、校長及び教頭のみ限定してしております。

第10条は、守秘義務でございます。学生ボランティアは、活動上知り得た個人情報等の秘密を、第三者に漏洩し、又は開示してはならないこと、登録期間を終えた後又は登録を取り消した後も、また、同様とすることとしております。

第11条は、委任でございます。この要綱に定めるもののほか、この制度の運用に関し必要な事項は、別に定めることとしております。具体的な取り扱いについては、今後、実施要領等を定め運用してまいります。

最後に、附則としまして、この要綱は公布の日から施行することを規定いたします。

第35号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第35号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第36号議案 越谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について

第37号議案 越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について

第38号議案 越谷市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

第39号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
制定について

住田委員長 続きまして、第36号議案から第39号議案につきましては、条例の改正に伴う規則制定に係る議案でございますので、一括してご説明を受けた後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 第36号議案については給食課長から、第37号から第39号議案につきましては生涯学習課長から説明をいたします。

住田委員長 お願いします。

田川給食課長 それでは、説明させていただきます。

第36号議案から第39号議案につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正されることに伴い、12月定例市議会において提案された「越谷市職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について」が平成28年12月20日に可決されたことを受け、追加議案として提案するものでございます。

教育委員会職員の休暇につきましては「越谷市教育委員会職員の休暇に関する条例」において、「越谷市職員の休暇に関する条例」を準用することとなっていることから、その細則を定める教育委員会規則について、それぞれ所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、条例の改正により「介護時間」が新設されることに伴い、当該休暇の承認行為等の専決区分を新たに規定するものです。

なお、第36号議案から第39号議案は、同様の改正内容であることから、一括してご説明申し上げた後、それぞれの議案ごとにご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の5ページをご覧ください。第36号議案 越谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市職員の休暇に関する条例の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものです。

次に、改正の内容ですが、資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第5条第8号中「特別休暇」の次に「、介護時間」を加えるものです。

この規則は、平成29年1月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

住田委員長 はい、どうぞ。

福田生涯学習課長 続きまして、追加議案の会議要項9ページをご覧ください。

第37号議案 越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市職員の休暇に関する条例の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、資料の新旧対照表の3ページをご覧ください。

第5条第8号中「特別休暇」の次に「、介護時間」を加えるものでございます。

この規則は、平成29年1月1日から施行いたします。

続きまして、追加議案の会議要項13ページをご覧ください。

第38号議案 越谷市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市職員の休暇に関する条例の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容ですが、資料の「新旧対照表」の5ページをご覧ください。

第21条第3号中「特別休暇」の次に「、介護時間」を加えるものでございます。

この規則は、平成29年1月1日から施行いたします。

続きまして、追加議案の会議要項17ページをご覧ください。

第39号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月22日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市職員の休暇に関する条例の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表7ページをご覧ください。

第11条第8号中「特別休暇」の次に「、介護時間」を加えるものでございます。

この規則は、平成29年1月1日から施行いたします。

第36号議案から第39号議案に係る説明は以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより各議案に対する質疑、討論を行います。

まずは、第36号議案「越谷市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ですが、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第36号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第37号議案「越谷市科学技術体験センター処務規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第37号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第38号議案「越谷市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第38号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第39号議案「越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第39号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎平成29年度越谷市教育費当初予算について

住田委員長 それでは、続きまして協議事項に入ります。

「平成29年度越谷市教育費当初予算について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部長 それでは、平成29年度当初予算の要求概要につきましてご説明をさせていただきます。

平成29年度は、「第2期越谷市教育振興基本計画」がスタートして2年目を迎えます。平成28年度は同計画に基づき教育行政の推進に努めておりますが、平成29年度も引き続き「生涯学習社会の実現をめざして」という基本理念の具現化に向けて、学校教育、生涯学習、生涯スポーツの3つの基本目標を柱に、教育施策を総合的かつ計画的に推進していくことができるよう当初予算を要求してまいります。

主要な取り組みを申し上げますと、まず「学校教育」におきましては、子どもたちが安全・安心に、かつ快適に学べる学校環境を整備するため、学校施設設備の計画的な改修や、小中学校における空調設備の設置などに取り組んでまいります。

また、子どもたちを取り巻く課題への対応や、個に応じた指導の充実のため、教育相談体制や特別支援教育の充実に取り組んでまいります。

次に、「生涯学習」におきましては、市民が主体的に学習できるよう、各種学級・講座の開催など、ライフステージ・ライフスタイルに対応した多様な学習機会の提供や、豊かな学習環境づくりの充実を図ってまいります。また、越谷市民文化祭の開催など、市民との協働により芸術文化活動の推進を図るとともに、地域の特性を生かした特色ある地域文化の振興と普及に努めてまいります。

さらに、大間野町旧中村家住宅及び旧東方村中村家住宅をはじめとした地域に所在する文化財などを貴重な文化遺産として後世へ継承するため、適切に保護し、活用を図ってまいります。

次に、「生涯スポーツ」におきましては、全ての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりを目指し、各種スポーツ教室の開催などにより生涯スポーツの振興を図るとともに、所管する体育施設の適正な管理運営に努めてまいります。

それでは、大変恐縮でございますが、別冊1の平成29年度当初予算要求書の表紙から2枚めくっていただきまして、目次をご覧いただきたいと思います。

私からは、2ページから7ページまでの予算総括表の概略をご説明させていただき、具体的な要求内容等につきましては、後ほどそれぞれの担当課所長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、当初予算要求に当たり、衛生費に教育委員会関連予算を要求しておりますので、あわせてご説明をさせていただきます。

はじめに、歳入についてご説明いたします。1枚めくっていただきまして、3ページ下段の教育費に係る歳入合計欄をご覧ください。

本年度要求額は、49億1,357万円でございます。主なものとしたしましては、各種教育施設に係

る使用料収入や、小中学校空調設備設置及び幼稚園就園奨励費などに係る国庫補助金、学校給食費実費徴収金のほか、小中学校空調設備設置及び給食センター設備更新に係る市債が主なものでございます。

次に、歳出についてでございますが、4ページ上段の教育委員会に関連する衛生費につきましては、44万円を要求いたします。こちらは引き続き実施いたします給食食材の放射性物質の測定に係る経費でございます。

次に、5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。教育費に係る要求額は127億2,055万6,000円でございます。なお、超過勤務手当及び休日給を除き、事務局職員の人件費は、この中に含まれておりません。これは後ほど総務部人事課におきまして一括計上し、追って内示されるものでございますので、ご了承を賜りたいと存じます。

次に、6ページ及び7ページにございます歳出節別一覧表及び8ページ以降にございます要求一覧表につきましては、ご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

それでは、具体的な要求内容等について、順次担当課所長から説明をさせていただきます。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、教育総務課の所管事業にかかわる予算要求内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、別冊2、平成29年度予算編成の概要の1ページをお開きください。

中段の重点施策の（1）主要事業についてご説明させていただきます。

1 項目め、教育委員による教育活動等の積極的な把握については、教育委員による学校訪問や、教育委員と教育委員会事務局職員との懇談などを実施してまいります。

2 項目め、教育振興基本計画の進行管理につきましては、教育施策を着実に推進していくため、PDCAのマネジメントサイクルのもと、適切な進行管理に努めてまいります。

3 項目め、学識経験者による知見の活用につきましては、平成28年度に引き続き、教育委員会の事務に関する点検評価において、学識経験者の方に教育外部評価をお願いしてまいります。

4 項目め、入学準備金貸付制度の適切な運用につきましては、等しく教育を受ける機会を確保するため、制度の適切な運用を図るとともに、未収金の回収につきましても積極的に取り組んでまいります。

5 項目め、幼稚園教育への支援につきましては、引き続き幼稚園就園奨励費補助金の交付による保護者の経済的負担の軽減や幼稚園等の施設整備に対する助成などにより、教育環境の向上を図ってまいります。

6 項目め、市長との連携につきましては、平成27年度から設置された総合教育会議におきまして、市長と教育委員会の間で十分にご協議をいただけるよう市長部局と連携を図りながら、会議運営にかかわる支援を行ってまいります。

続きまして、恐れ入りますが、別冊3、平成29年度当初予算主要事業一覧の2ページをお開き

ください。

No. 1、幼稚園就園奨励費につきましては、国の方針が不確定であったことから、当初最も補助が拡大された場合を想定し、5歳児の保育料を全て無償化した場合の経費として9億8,919万8,000円を要求いたしました。先日、国から多子世帯及び低所得世帯に係る補助を一部拡充する旨の通知があり、本日、閣議決定される予定とのことです。拡充部分につきましては、国の予算編成の動向等を注視しながら、今後、行財政部と調整してまいります。

教育総務課の説明については以上でございます。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 続きまして、別冊2、予算編成の概要2ページをご覧くださいと存じます。

生涯学習課につきましては、ライフステージ・ライフスタイルに対応した学習機会の充実を図るとともに、学習活動を通して身につけた知識・技術や、共に学ぶことを通じて得た人とのつながりなどを地域社会の活性化に生かしていくことができるよう、循環型生涯学習社会を推進してまいりたいと存じます。

また、地域の特性を生かした特色と個性ある伝統的な芸術文化活動の発展、または郷土の貴重な文化的遺産を後世に伝え、継承するための文化財の保存・活用の推進を図るため、生涯学習社会関連の予算を要求させていただくものでございます。

重点施策でございますが、1項目め、ライフステージ・ライフスタイルに対応した学習機会の充実を図るため、市民との協働による生涯学習フェスティバル、公民館における各種学級・講座の開催を進めてまいります。

2項目め、人権・同和教育の普及・啓発を図るために、人権・同和问题講演会や公民館における人権教育推進事業を実施してまいります。

3項目め、平成28年度からスキー教室が再開されますが、引き続きあだたら高原少年自然の家の利用促進に努めてまいります。

4項目め、越谷市美術展覧会、越谷市民文化祭などを開催いたしまして、日ごろの学習活動の成果を発表できる機会の充実に努めるとともに、「川のあるまち」を発行しまして、芸術文化活動の推進に努めてまいります。

5項目め、こしがや薪能や能楽体験教室などを開催いたしまして、伝統芸術文化の振興・普及に努めてまいります。

6項目め及び7項目めでございますが、越谷コミュニティセンターと日本文化伝承の館の適切な管理運営に努めてまいります。

8項目め、大間野町及び旧東方村中村家住宅の適切な管理を行いまして、越谷市の歴史学習等環境の確保、振興に努めてまいります。

9項目め、西大袋土地地区画整理事業の進捗にあわせまして、大道遺跡の発掘に引き続き取り組

んでまいります。

10項目め、図書館で所管しております市史業務につきまして、生涯学習課が移管を受け、歴史資料でありますところのものを引き続き整理と保存に取り組んでまいります。

恐れ入りますが、別冊3、主要事業の2ページをご覧くださいと存じます。2項目め、日本文化伝承の館運営事業でございますが、施設の適切な管理を行う中、洋式トイレへの改修工事などを予定してございます。

また、No.3、文化財調査事業でございますが、大道遺跡の発掘調査に引き続き取り組んでまいります。

No.4、少年自然の家の施設改修費でございますが、少年自然の家を利用者に安全かつ快適に利用していただくため、耐震診断及び改修工事等を行うものでございます。

No.5、コミュニティセンター管理費でございますが、コミュニティセンターの適切な管理運営をし、大ホールの空調機の改修工事等を進めてまいりたいと存じます。

生涯学習課は以上でございます。

小林科学技術体験センター所長 続きまして、科学技術体験センターです。別冊2、予算編成の概要4ページをご覧くださいと存じます。

科学技術体験センターにつきましては、子どもから高齢者までの各ライフステージに合わせて、楽しみながら学習できるよう体験を通して実感できる科学技術教育の充実に努めてまいります。また、高校や大学、企業と連携した事業や、日々の疑問から生まれる科学技術への探究心が育める事業などを行い、次世代を担う人材育成に努めてまいります。

主要事業といたしまして5点上げさせていただきました。

1点目、科学技術体験センター事業の充実ににつきましては、幼児から大人まで科学技術に興味・関心が持てるような科学技術体験センターならではの設備や備品を有効に活用した体験事業を実施してまいります。

2点目、学校や企業との連携につきましては、学校利用体験以外の児童生徒を対象とした出張サイエンスショーや学校でも体験できるアウトリーチ教材の貸し出しを行ってまいります。また、中学校の科学部を対象にした出張講座やサイエンスショーを実施し、児童生徒の科学技術の学力向上に努めてまいります。

3点目、科学講座・教室の開催につきましては、幅広い年代の方々が自然科学をはじめとする様々な分野の科学に触れることができる内容の講座や教室を開催することで、体験者の増加に努めるとともに、生涯学習の推進に努めてまいります。

4点目、サイエンスボランティアの育成・支援につきましては、広くサイエンスボランティアを募集し、様々な事業で活用することで、社会に貢献できる人財となるよう育成・支援してまいります。

5点目、施設の適正な管理につきましては、来館者が安全・安心かつ快適に過ごすことができるよう、施設・設備の計画的な改修、修繕を行い、適正な管理運営に努めてまいります。

恐れ入りますが、別冊3、当初予算主要事業一覧2ページをご覧くださいと存じます。

No. 6、科学技術体験センター施設改修費につきましては、経年劣化による空調、危害防止装置設置のための防火シャッター工事を要求させていただいております。

科学技術体験センターにつきましては以上でございます。

矢部スポーツ振興課長 続きまして、スポーツ振興課でございます。別冊2、予算編成の概要の5ページをご覧ください。

全ての市民が生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しみ、自分らしく、いきいきとした生活を送る環境づくりを目指し、長期的な展望のもとに生涯スポーツの振興を図っております。

平成29年度の重点施策につきましても、市民の皆様があらゆる機会を通じて、ライフスタイルに合ったスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ教室、講座、大会等を開催するほか、「するスポーツ」や「見るスポーツ」はもとより、「支えるスポーツ」も促進してまいります。また、施設を安全に、かつ快適に利用できるよう、施設の整備、管理運営の充実を図ってまいります。

主なものを申し上げますと、まず活動環境の充実でございますが、スポーツ教室のうち、親子ふれあい体操教室においては、子ども連れでも安心してスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、引き続き臨時保育室の設置をしてまいります。また、勤労者が参加しやすい時間帯を設定するなど、利用環境の充実に努めてまいります。

次に、高齢者・障がい者の健康づくりの支援ですが、本年度同様、ライフスタイルに合わせた活動を提供するため、スポーツ教室・生涯スポーツ講座・健康体操教室等の充実を図るとともに、高齢者や障がい者が無理なく活動に参加し、運動習慣を身につけることができるよう、福祉施設等への出前講座を実施してまいります。さらに、楽しみながらスポーツを続ける契機となるよう、スポーツ活動やイベント参加者に対し、スタンプラリーを新たに取り入れてまいります。

次に、スポーツボランティアの育成・登録ですが、制度の周知に努め、登録者の拡大を図ってまいります。本年11月13日に開催されたさいたま国際マラソンや駅伝競争大会にもご協力をいただいているところでございます。

次に、体育施設の整備及び効率的な管理運営と利用促進ですが、老朽化する施設の改修・修繕に努めるとともに、備品の整備を行ってまいります。また、備品の整備に当たりましては、スポーツ振興くじの助成等を活用してまいります。さらに、2020年東京オリンピックの事前キャンプ地の招致促進に努めてまいります。

次に、スポーツリーダーバンクの充実ですが、登録者の活用を推進するため、自治会やPTAなどにおけるスポーツ活動に登録者の活用を促します。

次に、別冊3、主要事業一覧の2ページをご覧ください。

まず、No. 7ですが、拡充事業として、多くの市民がスポーツに親しめるよう、活動機会の充実に努めます。平成29年度は、スポーツ活動や各種イベントにおいてスタンプラリーを実施いたします。

No. 8ですが、市民球場、しらこぼと運動公園競技場、緑の森公園弓道場の管理運営委託料及びしらこぼと運動公園競技場の3種公認継続に係る改修工事等でございます。

No. 9ですが、主に総合体育館における競技用の備品を整備するものでございます。

No. 10でございますが、総合体育館の利用者に安全かつ快適にご利用いただけるよう、施設改修工事が主なものでございます。

スポーツ振興課につきましては以上でございます。

小林図書館長 続きまして、図書館でございます。同じく別冊2「予算編成の概要」のほうの6ページをお開きいただきたいと思います。主要事業のみの説明とさせていただきます。

まず、1点目の「南部図書室の蔵書等の充実」でございますが、南部図書室につきましては、本市の南部地域におけるサービスの拠点とすべく、平成26年9月1日に移設・拡充をしましたが、今後も、計画的な蔵書の整備や「こども図書室」の利用推進等を図ることにより、利用者の増加と定着などにつなげていきたいと考えております。

2点目の「図書館システムの活用による利便性の向上」でございますが、利用者の利便性の向上や事務処理の効率化等を図るためには、サービスの基盤となる図書館システムの活用が不可欠となります。そこで、図書館システムを活用し、本館と3つの図書室がネットワーク化された一体的・効率的なサービスの提供を引き続き行ってまいります。また、昨年10月1日のシステム更新時に、本館でも導入いたしましたので、本館や南部図書室、中央図書室において、持ち去り防止装置であるブックディテクションシステムと自動貸出機を活用し、資料管理の充実に加え、利用者の利便性の向上等を図ってまいります。さらに、機能を強化したホームページを活用し、各種の図書館サービスや行事などについて、わかりやすくタイムリーな情報発信に努め、サービスの有効活用も促進してまいります。

3点目は、「子ども読書活動の推進」に関するものですが、地域家庭文庫の方などのご協力により、平成27年度から、「文庫のおへや わくわくおはなし会」や、乳幼児期における絵本やわらべうたとの出会い等を実現する「ちびくまちゃんのおへや」がスタートするとともに、平成28年度からは、地区センター・公民館における「おはなし会」を新規に開催することができたところですが、連携・協力関係を密にし、引き続き実施することで、子ども読書活動の推進に努めてまいります。また、身近な場所における読書環境のさらなる整備を進めるため、地区センター・公民館等への配本を充実してまいります。

次に、4点目の「本館の施設・設備の計画的な改修」ですが、本館である市立図書館は、昭和58年

の開館で30年以上が経過しておりますので、バリアフリー化の推進を含む計画的な改修を行い、施設機能の維持・向上を図ってまいります。

次に、主要事業の事業費につきましては、同じく別冊3の2ページになりますが、No. 11、No. 12でございます。No. 11としては、図書館システムの活用を含む「蔵書等整備事業」として6,154万円の要求をさせていただいております。また、図書館は、ご案内のとおり、レンガづくりの本格的な建築物ですので、適切な維持管理をしながら、より長期に利用できるよう、No. 12の「図書館施設改修費」として、空調機や外壁の改修工事等で1億8,173万円を要求させていただいておりますが、財政状況が厳しいことから、調整過程の中でどの程度の予算が確保できるかという状況でございます。

以上でございます。

日下部学校管理課長 続きまして、学校管理課でございます。恐れ入りますけれども、別冊2の7ページをご覧いただきたいと存じます。予算編成の概要についてご説明をさせていただきます。

総括にも記載しておりますが、小中学校施設は児童生徒等の学習生活の場であるとともに、防災拠点の役割を果たす施設として重要な役割を担っているため、児童生徒等の安全を守り、安心で快適な学習環境を確保することを目的として、施設・設備の整備・充実に努めてまいります。

また、新規教材の整備及び現有教材の更新を行い、備品の計画的整備・充実に努めるとともに、特に特別教室用の机等、大型備品については、長寿命化を図るため、機能確保に向けた修繕を計画的に進めてまいります。

続きまして、(1) 主要事業をご覧いただきたいと思います。

まず、1項目め、仮設教室借り上げでございます。小中学校の児童生徒数増加、特に越谷レイクタウン特定区画整理事業に伴う明正小学校の通学区域内の児童数増加に伴いまして、教室不足を解消するため、仮設教室を借り上げ、良好な教育環境を確保するものでございます。この仮設教室につきましては、既に明正小については11教室を設置しておりますけれども、将来動向を見据えた中で、プラス8教室の増設ということでございます。

2項目め、学校施設長寿命化でございます。新規事業となりますが、老朽化が進む学校の長寿命化対策について、平成26年度に策定いたしました越谷市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定に着手します。平成29年度と30年度の2年間で策定したいと考えております。なお、文部科学省より平成32年度までに策定するようにとのことがございます。

続きまして、3項目めの小中学校施設環境の整備と維持でございます。学校施設の老朽化に伴う施設設備の安全性を確保するため、外壁落下や雨漏り、非常階段の改修など緊急性の高いものから計画的に整備を進めます。また、越ヶ谷小学校校地内の借用地の買収や、西大袋土地区画整理事業に伴う大袋中学校の校庭改修と富士中学校の敷地拡張に伴い購入した学校用地の整備並びに越ヶ谷小学校の屋内運動場建てかえに向けた基本設計を行います。さらには、トイレの洋式化、

老朽化した給水管の改修工事を実施することにより、安全・安心・快適な学習環境を確保してまいります。

4 項目め、空調設備設置でございます。ご案内のとおり、平成26年度より進めている事業となりますが、普通教室等への空調設備設置に向け、事業手法を直接施工方式から P F I 方式で取り組むこととして、P F I 事業者が本年11月に選定されたことから、来年の3月議会で本契約を締結し、速やかに工事に着手し、平成29年10月1日の稼働に向けて取り組んでまいります。

5 項目め、非構造部材耐震補強でございます。小中学校の屋内運動場の非構造部材の改修工事を行います。これは国の第2次補正予算を活用して、平成28年度、本年度でございますが、12月補正予算に計上し、前倒し執行を行い、契約繰り越しを行った小学校26校と中学校13校の合計39校と越ヶ谷小学校の40校が対象となります。このことによりまして、平成27年度より取り組んでおりました屋内運動場等の非構造部材の落下防止対策についての耐震化工事につきましては、45小中学校の全ての学校が完了することとなります。

6 項目め、教材・教具等の充実でございます。学習内容に合った教材・教具の計画的な整備を図るとともに、特別教室用備品、視聴覚機器、放送機器等の整備を図ります。また、学校教職員及びパソコン教室用椅子の更新を計画的に進め、執務環境の整備を図ってまいります。さらに、学校図書室の蔵書整備についても、引き続き計画的に進めてまいります。

最後に、7 項目めは、校務主事の業務改善でございます。平成28年度に実施いたしましたグループ研修及び専門技能研修を継続して実施してまいります。

大変恐れ入ります。続きまして、別冊3の平成29年度当初予算主要事業の一覧の3ページをご覧いただきたいと存じます。ご案内のとおり、学校教育部では15の事業がございまして、学校管理課の事業といたしましては4つの事業を掲載しておりますので、先ほどの説明と重複する点もありますが、主なものをご説明申し上げます。

学校管理課では、拡充事業が3件、新規事業が1件となります。

まず、No. 1の小学校施設改修でございます。先ほど申し上げましたように、計画的な整備の改修と用地購入等でございます。それぞれの主な事業費の内訳につきましては、事業概要をご覧いただきたいと存じます。

財政需要が大変厳しい状況にございますので、先ほど図書館長からも申し上げましたけれども、可能な限り予算を確保していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、No. 2の小中学校空調設備設置事業でございます。これも先ほど申しましたとおり、来年の3月に本契約を締結し、速やかに工事に着手し、平成29年10月1日の稼働に向けて取り組んでいるところでございます。この事業については、国の第2次補正予算を活用して進めるべく今、文科省のほうに国庫補助金を申請中でございますことから、補助金の採択があった場合には、平成28年度に前倒しを行い、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、No. 3 の小学校仮設教室借上事業（明正小学校）でございます。これも児童数の増加によって仮設教室を増設するわけでございます。仮設教室の規模につきましては、8クラスということで予定をしているところでございます。

最後に、No. 4 の小中学校施設長寿命化計画策定委託料でございます。これも先ほど申し上げましたように、越谷市の公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定に着手してまいります。この計画を策定するに当たりましては、小中学校の今後のあり方を踏まえまして、長寿命化はもとより、更新、統廃合等を含めて検討してまいりたいと考えております。

学校管理課は以上でございます。

上野学務課長 続きまして、学務課所管の予算編成の概要についてご説明させていただきます。別冊2の8ページをご覧ください。

児童生徒をはじめとする学校を取り巻く環境が大きく変化し、子どもたちの学習意欲の低下や、親による子どもへの虐待など教育に係る多くの課題が発生しております。あわせて次代を担う児童生徒の一人一人の個に応じた豊かな人間性の育成を図るため、教育効果のより一層の向上が強く求められています。

そこで学務課は、主要事業といたしまして1点目、教職員等の適正な配置に努めてまいります。特に個に応じた教育活動を進めていく上で、特別支援教育支援員の配置について、学校から多くの要望が寄せられておりますので、可能な限り対応してまいります。

また、近年、外国からの編入児童も多くおり、平成28年5月1日現在では210名の外国国籍の児童生徒が越谷市立学校で学んでおります。これは前年と比較し、30名以上増加しております。個を支援し、教育活動がスムーズに進むよう、日本語指導員の効果的な派遣についても引き続き努力してまいります。

2点目、就学援助制度の実施です。貧困児童生徒の問題が取りざたされておりますが、一人ひとりの児童生徒が安心して9年間の義務教育を受けられるように努めてまいります。保護者の経済的な負担を少しでも緩和できるように、支給費目の見直しについても検討をしております。

3点目、学校保健の推進です。児童生徒及び教職員の健康管理につきまして、鋭意取り組んでまいります。また、学校保健活動を支援し、保健衛生の普及、発展を目指してまいります。

4点目、教職員健康維持の推進です。今、教職員の長時間労働は、社会問題の一つとなっております。これまで越谷市では、勤務時間の管理につきましては、各学校が独自の方法で行ってまいりましたが、平成29年度からは市内統一で電子機器を使用した方法に変更いたします。また、平成29年度からは、市内全校の教職員を対象としたストレスチェックを新たに実施する予定となっております。これらのことにより、教職員の勤務のあり方についての見直しを図り、教職員が明るく元気に教育活動に臨み、児童生徒を健やかに成長させられるよう努めてまいります。

次に、別冊3、3ページをご覧ください。No. 5 の特別支援教育支援員等配置事業につきまして

は、学校の配置要望に応えられますよう総計9,136万1,000円を予算要望しております。

また、No. 7、教職員の健康管理事業におきましては、出退勤管理システムの導入に向けまして514万9,000円を要望しておるところでございます。

学務課は以上でございます。

岡本指導課長 続きまして、指導課の予算編成の概要を説明させていただきます。引き続き別冊2の9ページをご覧ください。

まず、総括の部分でございますが、子どもたちの生きる力を育む教育をめざし、確かな学力、豊かな感性や人間性・たくましく生きるための健康や体力をバランスよく身につけた児童生徒の育成に努めてまいります。特に平成27年度からスタートいたしました小中一貫教育の推進、コミュニティ・スクールの指定に向けた先行研究、学校応援団活動の充実に向けた学習支援ボランティアの拡充など、本市の教育課題解決に向け、学力向上と特色ある学校づくりの推進を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、主要事業として7点上げさせていただきました。

1点目、指導内容・指導方法の改善として、5年計画のうちの3年目として義務教育9年間を見通した系統的な学習指導の充実を推進するため、中学校区を単位とした小中一貫教育の研究指定及び研修委嘱を実施してまいります。

2点目、ALTの効果的な配置と活用として、ALTの配置期間の拡充を図り、計画的に配置するとともに、学習指導要領の改訂に向けて外国語活動及び英語学習に係る教員の指導力向上を図ります。

3点目、学校図書館の活用推進として、授業における学校図書館活用を推進するため、学校司書の増員と各校の実態に応じた効果的な配置を進めてまいります。

4点目、環境教育の充実として、引き続き環境学習、リサイクル体験及び全小学校における「越谷生物多様性子ども調査」を実施してまいります。

5点目、きめ細かな生徒指導体制の充実として、「越谷市いじめ防止基本方針」を見直し、いじめ防止リーフレット作成やネットパトロールを継続するとともに、市内中学生のつくった「スマホ・ケータイの使用に関する共有ルール」の活用を図ってまいります。

6点目、学校評価の充実として、コミュニティ・スクールを指定することにより、地域とともにある学校づくりを推進するため、各学校に段階的に学校運営協議会準備委員会を設置し、先行研究を実施してまいります。

7点目、学校応援団活動の充実としてコミュニティ・スクールの推進とも関連いたしまして、学習支援を充実させるため整備したボランティア制度により、小中学校の取り組みを支援するとともに、希望による放課後などの学習支援を実施してまいります。

続きまして、主要事業、別冊3の3ページをご覧ください。指導課の項目としてNo. 8、No. 9、

No. 10でございますが、No. 8 が学校教育推進事業として保護者や有識者を加えて公正性、透明性を確保した教科用図書選定委員会を運営するため、必要な条例を制定して、報酬等の予算を計上してまいります。

次に、No. 9、学校図書館運営活性化事業として、先ほど説明いたしましたが、効果的な配置を行うため、現在、14名を配置している学校司書をさらに増員したいと考えております。

また、No. 10、副読本整備事業として地域の偉人や伝統文化などを取り上げた越谷市オリジナルの道徳の副読本を作成してまいりたいと考えております。

指導課の概要説明は以上でございます。

田川給食課長 続きまして、給食課でございます。恐れ入りますが、別冊2の10ページをご覧ください。

給食課では、安心・安全、そしておいしい給食を提供するとともに、児童生徒が将来にわたって健康で充実した生活を送ることができる能力を育成するために、学校給食の充実と食育の推進に努めてまいります。

主要事業をご覧ください。

1点目の栄養管理の充実でございますが、特に平成29年度は現在の食生活が、やわらかい食べ物に偏りがちなことから、「よくかんで食べよう」をテーマに、かみ応えのある食材や調理法を取り入れ、児童生徒に「かむことの大切さ」に対する理解を深めてまいりますとともに、郷土料理や行事食の提供を行います。また、食物アレルギー対応食等を提供するとともに、食物アレルギー対応に関する個別指導、情報提供等を行い、学校・家庭・教育委員会の連携による情報共有を図ってまいります。

2点目、食に関する指導の充実につきましては、総合振興計画後期基本計画及び第2期教育振興基本計画の食育推進事業で主に掲げておりますが、栄養士の学校訪問による食に関する指導を充実させてまいります。また、PTAの学校給食推進研究事業委嘱を実施するとともに、地場農産物を活用し、食育の推進を図ってまいります。

また、28年度実施いたしました児童生徒の食生活実態調査の結果を踏まえ、家庭・地域と連携して、朝食の大切さや生活リズム、望ましい食習慣等を形成するため「朝食」をテーマとし、食に関する指導の充実に努めてまいります。

3点目、衛生管理の徹底につきましては、学校給食衛生管理基準等に基づき、引き続き衛生管理の徹底に努めてまいります。

4点目、給食センター施設の管理につきましては、学校給食を安定、継続して提供するため、総合振興計画後期基本計画第一期実施計画の中で施設・設備の保守、計画的な更新や修繕に努めてまいります。

恐れ入りますが、別冊3、主要事業の3ページの下から5番目、No. 11、学校給食栄養管理事業

をご覧ください。先ほどご説明申し上げましたように、かみ応えのある食材や献立など工夫を凝らした給食内容の充実を図るため、給食材料費等の事業費14億4,622万9,000円の事業費となっております。

次に、No. 12、給食センター施設改修費をご覧ください。給食センターの安全、衛生の徹底を図るため、空調、汚水排水圧送管等の改修工事や修繕等を行うための費用として4億7,571万4,000円の事業となっております。

給食課は以上でございます。

小林教育センター所長 続きまして、教育センターでございます。恐れ入りますが、別冊2の11ページをご覧ください。

教育センターでは、未来を担う子どもたちが自立して生きていくための教育相談・特別支援教育、ICTを活用した教育、研究、研修の4つの分野における事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

下段、主要事業ですが、その1点目、教育相談・特別支援教育の拡充につきましては、いじめ、不登校、発達の遅れ等、原因や様相が複雑化する諸問題について教育相談を実施するとともに、学び総合指導員やスクールソーシャルワーカー等を機能させるべく、教育相談体制を充実します。さらに、障がいのある児童生徒一人ひとりの自立と社会参加に向けた教育的ニーズに応えるために、特別支援学級・通級指導教室の整備及び特別支援教育に関するこれまでの研修に加え、国立特別支援教育総合研究所と連携し、研修システムを構築してまいります。

2点目のICTを活用した教育の充実につきましては、校務用のパソコン及び校務支援システムの入替、それから児童生徒用パソコン等を有効活用するとともに、日常的なICT機器の活用により、児童生徒の情報モラルの向上及び論理的思考力、表現力等を育成してまいります。

3点目の教職員研修の円滑な実施につきましては、昨年度から年次研修を中心とした県費負担教職員研修等を実施してまいりましたが、この2年間で明らかになった課題を踏まえ、教育指導員や市内の教職員等を効果的に活用し、研修体制及び教育研究環境をより充実してまいりたいと考えております。

続きまして、別冊3の3ページをご覧いただきたいと存じます。No. 13につきましては、いじめ・不登校等の課題に対応するための教育相談を充実するための学び総合指導員、スクールソーシャルワーカー、学校相談員等の報酬や謝礼でございます。

No. 14でございますが、特別支援教育に関する教職員研修を実施するとともに、適切な教育的支援を行うため、専門家による発達支援訪問を行うための指導員への謝礼でございます。

No. 15、学校系ネットワーク運用事業につきましては、先ほども申し上げましたが、校務用のパソコン及び校務支援システムの入替及びパソコン教室等にありますが児童生徒用パソコンの機器借上料等でございます。

教育センターからは以上でございます。

横川教育総務部長 以上をもちまして、平成29年度当初予算についての説明とさせていただきます。
ご協議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 これより協議に入ります。

かなり長くいろいろなご説明がございましたけれども、どうぞご意見等ございますでしょうか。
進藤委員。

進藤委員 指導課さんの道徳の副読本の整備事業に関連して少し伺いたいのですが、越谷市オリジナルの副読本の作成というのは、地域を知るということで非常に有効なことかなと思うのですが、これはそもそも中学校、小学校それぞれ1種類ずつということになるのでしょうか。そして、あとは、これはどなたに作成をお願いする予定でいらっしゃるのでしょうか。当然予算が通ればということになると思うのですが、使用はやはり平成30年の教科化されたところを想定されているということでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

岡本指導課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、予算といたしましては、今回、そこに金額として示させていただきました金額ですけれども、国庫補助という形で、国のほうで道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業というものを交付してございます。その中では、道徳の教科化に伴って、よく言われる文言でございますが、これまでの道徳教育の授業から考え、議論する道徳へと質的転換を図ることを踏まえたものでございます。その中で教育委員会等において、地域におけるこういった副読本を執筆する場合において、それらを補助していただけるというものでございます。この人選についても、今後、適切な時期に行っていきたいと考えておりますが、執筆につきましては市内の教職員による執筆を考えているところでございます。

本市は、ご案内のとおり、道徳教育の分野においては、非常にさまざまな形で実績を上げているものがあります。教職員もそういった意味でさまざまな経験を持っているものが多数おりますので、それらに対する執筆を依頼していく形も考えております。

なお、本の形式につきましては、これは小学校のもので1種類、中学校のもので1種類という形で作成を考えております。ですので、小学校は1年生から6年生までの内容のものが一つの本になっているというふうにお考えいただければと思います。

以上でございます。

進藤委員 ありがとうございます。

吉田教育長 社会科副読本の作成と同じような形で考えているのですか。

住田委員長 はい、どうぞ。

岡本指導課長 本市では、副読本は、今、吉田教育長からありましたとおり、社会科の副読本、そ

れから環境教育の副読本の2種類を既につくっております。これは特に社会科の副読本については、小学校3、4年生の学びを地域の学びを支えるという視点から行っております。

道徳教育につきましては、現時点においては教科書がまだございません。次年度が、その採択のときとなっておりますので、今回作成させていただきまして、29年度中に作成し、30年度から使うときには、その時点で道徳の教科書が検定教科書として発行されておりますので、本市における副読本という形で使わせていただきたいなというふうに考えておりますので、取り扱いの考え方としては、社会科の副読本と同様な形の取り扱いでございます。

以上です。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。

はい。

堀川委員長職務代理者 別冊2の11ページの主要事業の①にあります障がいのある児童生徒に対する専門家による発達支援訪問指導の充実ということで、予算も増額になっておりますけれども、具体的にどのような形でやられているのか、少し教えていただければと思うのですが。

吉田教育長 教育センター所長。

小林教育センター所長 発達支援訪問事業につきましては、専門家として大学の教授ですとか、あるいは特別支援教育に係る研究を進めている方などをお招きして、朝から、その方に学校に入ってもらいます。

堀川委員長職務代理者 学校に。

小林教育センター所長 学校に行ってもらいまして、学校から数名、特によく様子を見てほしいという児童生徒を挙げてもらい、一日授業観察等を行います。学校によって若干スタイルは違いますが、その後、全教員での校内研修を行い、一人一人の児童生徒について、どのような関わり方が望ましいか、またどういう点に注意をしたらいいだろうかということを専門家の方から助言いただいて、研究、協議をすることによって先生方の力量を上げるとともに、子どもたちに個に応じた適切な指導ができるようにしていくものでございます。現在、これは各校年に1回ということなので、これをできれば学期に1回ずつということでの拡充になります。

堀川委員長職務代理者 わかりました。ありがとうございました。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 少しお聞きしますけれども、別冊2の8ページです。学務課さんのほうなのですが、外国人の児童生徒が日本にかなり増えているようですけれども、言語としては中国語だとか英語だとかいろいろあるかと思っておりますけれども、どこの方が一番多いのでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 平成28年度におきましては、先ほど210名というお話をさせていただきましたけれど

も、このうち70名、3分の1が中国国籍の子どもです。また、フィリピン国籍の子どもが46名おりまして、その次に多い国がパキスタン国の20名、韓国の16名、ベトナムの9名、こういうようなところが主だったところでございます。そのほか2名、3名ということで、ケニアだとか、スーダンですとか、タイであるですとか、ペルー、マレーシア、モンゴル等2名、3名の国が散見しているような状況でございます。

ただ、この210名も外国国籍を持っているといいましても、日本で生まれている子どもも当然おります。外国国籍けれども、日本語に関しては日本人の子どもと何ら差異がないというような子どもおりますので、一概に210名全員が日本語の指導が必要だというわけではございません。

吉田教育長 ちなみに指導対象の人数は。

上野学務課長 日本語指導の場合、日本語指導員のほうの実績なのですけれども、昨年度は26校に派遣いたしました。対象となる子どもは59名でございます。ただ、今年度は年度途中なのですけれども、57名というような形になっております。過去5年の平均ですと、50名を少し出るくらいの子どものが毎年の対象というふうになってございます。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 10ページの給食に関することなのですけれども、最近、やわらかい食べ物に偏りがちだというのは、よく保護者の間でも話題に上るところですので、この「よくかんで食べよう」というテーマが非常にいいものであると感じております。児童生徒にかむことの大切さに対する理解を深めさせるというのは、具体的にはどのような方法でなされるのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

吉田教育長 給食課長。

田川給食課長 今ありました「よくかんで食べよう」につきましては、ポスターの作成等をいたしまして、それからこちらの給食課の栄養士におきまして、学校訪問のティーム・ティーチングや給食時間に行きまして、かむことの大切さを指導してまいります。そういった内容で進めさせていただきたいと思います。

吉田教育長 指導課長から何か補足はありますか。

岡本指導課長 指導課といたしましては、食育という視点から日ごろから指導しているところがございます。先ほどもありましたが、給食課のほうの栄養士、それから栄養教諭の発言等もございますので、それらのメンバーによって給食の時間そのものの食育あるいは給食の前の時間、後の時間などタイムリーなところでの指導という形で、食育の推進を考えております。毎年、このところテーマを定めてやっていただいていることから、子どもたちにとってもわかりやすい状況が生まれているのではないかと。次年度は、今度、食習慣ということになってまいりますので、ますますそれぞれの子どもたちに定着を図るためにも、いろいろな取り組みをしていかなければ

ならないなどと考えているところでございます。

以上です。

吉田教育長 「よくかんで食べる」という指導については、給食課と指導課、学校との連携で進めていくということでよろしいですか。

給食課長。

田川給食課長 平成27年度におきまして栄養士の給食時間の学校訪問ですけれども、863回行っておりまして、先ほど言いました給食時間の中のチームティーチングですか、そちらのほうにつきましては授業が265回行われております。そちらのほうで学校との連携を図りまして指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 他になれば、いろいろなご意見出ましたけれども、それを踏まえまして進めていただきたいと思います。

◎その他

住田委員長 それでは、続きましてその他の報告事項に入ります。

「平成28年12月定例市議会について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 学校教育部長。

瀧田学校教育部長 それでは、平成28年12月定例市議会の概要につきましてご報告させていただきます。恐れ入りますが、会議要項の17ページ及び18ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、会期日程でございますが、12月1日から12月20日までの20日間にわたりまして、12月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、19ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ほか3件が上程され、全て原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の一般質問でございますが、会期日程にありますように12月7日から9日、12日、13日の計5日間にわたりまして、市政に対する一般質問がございました。

教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の19ページから20ページのとおり、10人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。また、12月14日に開かれました教育・環境経済常任委員会における質問事項等は、会議要項の21ページのとおりでございます。質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮でございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

平成28年12月 定例市議会についてのご報告は、以上でございます。

住田委員長 ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、「平成28年度越谷市成人式について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 それでは、平成28年度越谷市成人式について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の23ページをご覧くださいと存じます。

先月の教育委員会会議におきまして、成人式の概要についてご説明申し上げ、また委員の皆様
の出席会場等についてご協議いただいたところでございます。本日の会議におきましては、議長
及び議長代理の各議員の出席地区が決まりましたので、改めてご報告させていただきます。

松島議長につきましては、1 番、桜井地区におきまして祝辞をいただく予定となっております。
その他の地区につきましては、日程表のとおり各議員の皆様に議長代理としてご出席いただく予定
になっております。

成人式の案内通知につきましては、12月 1 日付で発送いたしまして、11月 1 日現在の対象者は、
男性1,706人、女性1,684人、合計3,390人となっております。

また、成人式当日の式辞につきましては、後ほどお渡しをさせていただきます。また、その際、
式辞代読の冒頭のご挨拶につきましても添えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後となりましたが、成人式の出席の服装につきましては、略礼服ということでよろしくお願い
いたします。

ご説明につきましては以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局の説明に対しましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 よろしいですか。

ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、最後に次回の教育委員会会議の日時でございますが、平成29年度
教育行政方針の原案について協議を行う必要があるため、臨時会を開催したいと存じます。つき
ましては、1 月臨時教育委員会会議を1 月 5 日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したい
と思います。

また、1月定例会教育委員会会議を1月26日木曜日、午後3時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

住田委員長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

住田委員長 それでは、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前11時35分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委員長 住田 俊

委員 堀川 智子

委員 進藤 秀子

委員 荒木 明子

委員 吉田 茂
(教育長)

書記 教育総務課副課長 中村 則行